

## 身寄りのない高齢者等あんしんサポート事業（実証事業）について

### 1 事業目的

行政と多様な主体が連携し、身寄りのない高齢者等の日常的な金銭財産管理や入院・入所時等の身元保証等を代替する支援を提供する体制構築に向けた検証を行う。（R7 実証事業）

### 2 事業内容

**利用希望対象者（5名程度）**ごとに、本人の状態像及び意向等を踏まえ、米子市社会福祉協議会が支援計画を作成し、サービス提供事業所（居宅介護支援事業所）が日常生活の金銭管理や入院・入所時の身元保証を代替する支援等を提供する。

#### <補足1>

実証事業の中で検証するポイントは以下のとおりです。

- (1) 複数の主体が連携して事業実施する場合における本人の意思を共有・実現するための手法
- (2) 民間事業者がサービス提供主体となる場合における本人との利益相反関係等の課題の整理
- (3) 支援の一部又は全部の提供を終了する場合の他の制度や支援機関等への情報提供やつなぎの手法

#### <補足2>

実証終了後はサービス提供事業所について居宅介護支援事業所以外への拡大などを視野に入れています。

### 3 対象者

米子市民で、米子市内に居住する65歳以上の者のうち、申請日時点で居宅介護支援事業所等の支援を受けている者で、以下(1)～(4)のすべてに該当する者

- (1) 身寄りのない者（支援可能な親族がない者を含む）
- (2) 住民税非課税の者（生活保護受給者を除く）
- (3) 本事業の契約内容について判断し得る能力を有している者
- (4) 債務等の負債がない者
- (5) 親族間の相続等について紛争がない者

### 4 提供するサービスの内容

サービス内容	
基本サービス	<p>① 安否確認支援            ・定期的な訪問・電話連絡等による安否確認            ・体調不良時の訪問支援</p> <p>② 生活支援            ・行政機関や金融機関の窓口等への同行・手続き支援            ・日常的な金銭管理</p> <p>③ 書類等預かり            ・印鑑・証書・重要書類の保管等</p>
随時サービス	<p>④ 入退院・入退所支援            ・入退院又は入退所時の手続等の援助            ・緊急連絡先の提供</p>

	<p>※対応可能時間についてはサービス提供事業者による。(入院・入所施設と個別協議を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院・入所中の身の回りの備品や消耗品の手配、<u>入院・入所費用の支払代行</u></li> <li>・医療説明時の同席</li> <li>・電気・ガス・水道等の休止手続き代行</li> </ul>
--	---

#### <サービスの対象外事項>

- 医療の同意、単なる浪費癖の方の金銭管理、債務整理・家計相談
- ホームヘルプサービスのような生活援助や身体介護、葬儀に関する事務や火葬手続に関する手続
- 死後事務

#### <サービスの利用者負担額>

なし

### 5 事業実施に係る構成員と主な役割

構成員	主な役割	実施内容
米子市	全体統括	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画立案</li> <li>○効果検証及び事業の見直し</li> <li>○多様な主体の参画に係る調整</li> </ul>
米子市 社会福祉協議会	相談受付及び 支援プランの作成・点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用窓口の設置</li> <li>○支援に係る全体統括・関係機関との調整</li> <li>○支援計画の作成</li> <li>○計画と実績の点検等(毎月)</li> </ul>
居宅介護支援 事業所 <b>【5事業所程度】</b>	サービス提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援計画に基づくサービスの提供</li> </ul>
西部後見 サポートセンター うえるかむ	指導・監督・助言 死後事務委任契約支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約前や契約後の法的な実務への助言</li> <li>○法的問題や実施後に相続人が表れた場合の 対応に関する助言等</li> </ul>

### 6 今後の主なスケジュール(予定)

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 令和7年 11月下旬 | 参加事業所募集(市HPにて公募) |
| 令和7年 12月   | 事業実施             |

### 7 備考

- ・令和7年度は事業期間を4ヶ月程度しか確保できないことから、令和8年度においても実証事業を継続し身寄りのない高齢者の支援を取り巻く課題の詳細について整理し、円滑な事業の本格実施に向けた体制を整備することを予定しています。(※事業本格実施の時期は現時点で未定)
- ・令和7年度実施分は厚労省の「身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するためのモデル事業」を活用し実施することとしており、事業の実施結果等について広く公表することを予定しています。